

健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー指定管理者募集に関する質問 回答書（追記分）

【令和6年（2024年）5月24日から令和6年（2024年）6月18日受付分まで】

令和6年（2024年）7月5日時点

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
15	募集要項	P14	5 備品等の帰属について(2)	<p>「指定管理料により購入した備品については吹田市に帰属するものとします。」とありますが、指定管理者から吹田市への所有権の移転に際し、寄附の手続きを行うとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>※特に、30万円以上の備品等は固定資産に該当し、減価償却が義務付けられているため、所有権の移転を明らかにする必要があります。</p>	<p>対象備品の所有権の移転に係る手続きについては、後日、改めて回答いたします。</p> <p>→(令和6年(2024年)7月5日追記)</p> <p>指定管理者において必要な手続がある場合は行ってください。なお、指定管理料で購入した備品の所有権は、本市に帰属するものとしています。</p>